

公 告

第 249号

SGホールディングスグループ健康保険組規約第49条について
下記のとおり変更がありましたので公告します。

平成26年3月31日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光



記

準備金の保有方法の変更による規約変更

(準備金の保有方法)

第49条 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) ~ (12) 省略



(準備金の保有方法)

第49条 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) ~ (12) 省略

附則 この規約は平成26年4月1日から施行する